

特定非営利活動法人アーティストグループ musia 会員規約

第1条（法人の目的）

この法人は、広く一般市民を対象として、音楽をはじめとした文化・芸術及びその活動の研究、演奏会や勉強会の開催による文化・芸術教育、音楽をはじめとした文化・芸術及びその活動保護の普及啓発に関する事業を行い、文化・芸術の維持向上に努めることで、文化的で豊かな社会の実現とその持続的な発展のために寄与することを目的とする。

第2条（会員の定義）

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- （定款第6条）

第3条（入会）

会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（定款第7条）

第4条（年会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（定款第8条）

第5条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（定款第9条）

第6条（退 会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（定款第10条）

第7条（除 名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) 定款に違反したとき。

(2) 法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（定款第11条）

第8条（NPO 法人としての認証の基準の順守）

会員は NPO 法人としての認証の基準のうち、特に以下については活動において基準を順守しなければならない。

- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- ・ 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- ・ 暴力団又は暴力団、若しくはその構成員、若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと

第9条（抛出金品の不返還）

既に納入した入会金及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第10条（免責）

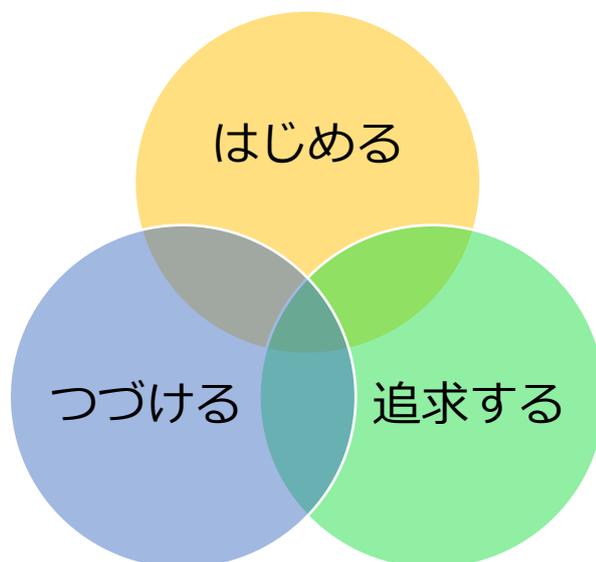
当法人に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当法人は一切責任を追わないものとする。

第11条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

以上

1. musia で実現したいこと



プロ、アマチュアに関わらず

日頃は各自、個人や所属先で活動、研鑽しているメンバーが、musia として集まる事で可能になる、音楽をベースとした様々なアート活動を行いたく、2013 年から活動を始めました。

文化、活動をできるだけ広く多くの人に知って頂き、受け継ぐこと、

一人ではできない研鑽や体験の継続を可能にすること、

そういった活動からの喜びを、musia のメンバーみんなで公明正大に分かち合うために

2018 年 11 月、NPO 法人化しました。

2. 団体名「musia (ミュージア)」について

博物館・美術館の「museum」と、「music」をかけた造語です。

古いものは大切に伝え、

新しいものは先んじて発信し、

様々なジャンルの音楽を通して、日常生活がほんの少し、明るく、変化していただけるような活動ができれば、という思いでつけました。

3. musia が築き続けているもの

各演者の個性と技量を活かし、発展させた演目

聴衆との一体感を大切に、観客と演者が互いに楽しめるステージング

観客と演者が互いに（ほんの少し）高め合える体験

そのために音楽に真摯に向き合い続けること

4. 会員規約についての補足

(1) 第3条「理事長が別に定める入会申込書」について

理事会で承認を得た、webでの登録システムで登録頂いています。新規登録に際しては、会員規約を確認するだけでなく、必ず役員1名以上からの説明を受けるようにしてください。

(2) 第4条（年会費）について

定款の附則として、以下を定めています。

附則6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金 正会員（個人・団体）0円 賛助会員（個人・団体）0円

(2)年会費 正会員（個人・団体）0円 賛助会員（個人・団体）1口0円
（1口以上）

（定款の閲覧はどなたでも可能です。役員にお申し出ください。）

従って、現時点では年会費の徴収はありません。ただし、各部会や各事業によっては、会費や費用の分担があります（参加する前に、必ず確認するようにしてください）。

5. その他

正会員への一斉連絡と musia のイベント情報（会員以外も受信登録可能）については、それぞれメンバーリングリストを作成しました。その他お問合せについては、以下までご連絡下さい。

<会員登録等についてのお問合せ先>

NPO 法人アーティストグループ musia

代表理事 大井祥子

info@musia.link

以上

（2020年12月26日 改訂）